

第4回教育委員会会議

令和7年3月21日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第23号

阿倍野区の学校選択制における方針の一部修正について

阿倍野区の学校選択制における方針の一部修正について

1 改正する制度

適正規模を大きく上回る過大規模校である常盤小学校及び阪南小学校について、原則、学校選択制の選択範囲から除くべく学校選択制の取り扱いを変更する。

2 改正時期

令和7年4月

令和8年4月入学者より適用

3 改正理由

常盤小学校及び阪南小学校については、市内でも数少ない小学校における学級数が31学級以上ある過大規模校であり、児童一人当たりの運動場面積は、大阪市立小学校の市内平均が約17㎡、阿倍野区内でも過大規模校を除いた平均が約12㎡であるのに対して、常盤小学校で約3.5㎡、阪南小学校で約5.4㎡と狭隘な状態にある。休み時間の遊びは体育と共に体力向上の重要な要素ではあるが、狭隘による衝突などの事故を防止する観点から、学年ごとに利用制限を行っている。また、プールや体育館の利用についても一定の制約を受けており、児童の教育環境の保障の観点から、学校規模の大きさを起因とする様々な課題が生じており、学校選択制の受入抑制を行うことにより児童数を低減させ教育環境の改善を図る。

4 改正内容

阿倍野区の小学校では自由選択制として学校選択制を導入しているが、在校生の教育環境を保障するため常盤小学校及び阪南小学校については、令和8年4月入学者より選択可能校の対象外とする。

なお、対象外とした学校を対象に戻すことの判断基準としては、大阪市立学校活性化条例に小学校の適正規模が定められているものの、1学年あたりマイナス1学級を目安として、令和6年5月1日時点の全学級数から6学級減少した学級数を基準とするが、5年を経過した令和13年度入学者より、教育環境の改善状況なども加味しながら、学校選択制の受入再開を検討する。

また、選択制の対象外とした学校であっても、当該学校に姉か兄が在学し、引き続きその学校に在学する場合は、その弟や妹については選択可能とするが、必ずしも希望校への入学を保障するものではない。

学校選択制抑制校（阿倍野区①）

基準日		令和6年5月1日		抑制対象校		常盤小学校							
基礎データ		児童数		1, 248人		普通教室数		46教室		学級数計(ア～エ)		47学級	
		運動場面積 (学校設置基準による運動場面積 ※1)		4, 308㎡		通常学級数(ア)		35学級		特別支援学級数(イ)		11学級	
				(7, 200)㎡		通級指導教室学級数(ウ)		1学級		その他(エ) (日本語指導教室等)		-学級	
学校選択制 受入抑制 フローチャート 項目の該当状況	ア関係		現在の25学級以上の大規模校である				該当				○	該当	
	イ関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である				該当 (既に過大規模校)				○	1項目以上該当	
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により大規模校になる見込みがある				—						
		②	教室(普通教室)不足となる見込み				非該当						
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)				該当 (3. 45㎡/人)				○		
	④	施設の増改築ができない				該当・近隣に活用可能な土地がない ・学校敷地内に増築すれば、運動場が更に狭隘化となる				○			
	ウ関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある				非該当					1項目該当	
②		学校実情に応じた、学校運営上の課題がある				該当・運動場が狭隘なため休憩時間の使用を学年でわけている ・図書室や保健室が、学校の規模に見合っていない				○			
選択制抑制		開始時期				令和8年4月入学者							
		抑制期間				29学級以下が3年間継続すると判断できた状態 ただし、5年を経過した令和13年度に見直しを行う							

※1 小学校：児童一人当たり10m²目安（①児童数240人以下(2,400m²)、②児童数241～720人（児童数×10m²）、③児童数721人以上(7,200m²））

学校選択制抑制校（阿倍野区②）

基準日		令和6年5月1日		抑制対象校		阪南小学校							
基礎データ		児童数		1,056	人	普通教室数		41	教室	学級数計(ア～エ)		42	学級
		運動場面積		5,745	m ²	通常学級数(ア)		32	学級	特別支援学級数(イ)		9	学級
		(学校設置基準による運動場面積 ※1)		(7,200)	m ²	通級指導教室学級数(ウ)		1	学級	その他(エ) (日本語指導教室等)		-	学級
学校選択制受入抑制フロ ーチャート項目の該 当状況	ア関係		現在の25学級以上の大規模校である			該当				○	該当		
	イ関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である			該当 (既に過大規模校)				○	1項目以上該当		
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により大規模校になる見込みがある			-							
		②	教室(普通教室)不足となる見込み			非該当							
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)			非該当 (5.44m ² /人)							
	④	施設の増改築ができない			該当 ・近隣に活用可能な土地がない ・学校敷地内に増築すれば、運動場が更に狭隘化となる				○				
	ウ関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある			該当 ・図工室を改修して普通教室を確保している				○	2項目該当		
		②	学校実情に応じた、学校運営上の課題がある			該当 ・運動場が狭隘なため休憩時間の使用を学年でわけている ・図書室や保健室が、学校の規模に見合っていない				○			
選択制抑制		開始時期			令和8年4月入学者								
		抑制期間			26学級以下が3年間継続すると判断できた状態 ただし、5年を経過した令和13年度に見直しを行う								

※1 小学校：児童一人当たり10m²目安（①児童数240人以下(2,400m²)、②児童数241～720人（児童数×10m²）、③児童数721人以上(7,200m²））

令和 7 年 3 月 3 日

阿倍野区担当教育次長 様

大阪市立常盤小学校
校長 八木 宣行

学校選択制受入抑制にかかる校長副申書

令和 7 年 2 月 28 日に依頼を受けました学校選択制の受入抑制につきまして、次のとおり副申します。

記

1 本校児童数、通常学級数及びその他学級数について

本校は、令和 6 年 5 月 1 日時点で児童数 1,248 名、通常学級数が 35 学級、特別支援学級 11 学級、通級指導教室 1 学級となる過大規模校である。

来年度は、児童数 1,206 名、通常学級数が 35 学級、特別支援学級が 13 学級、通級指導教室 2 学級を予定している。

2 小学校が過大規模校であることによる教育上の課題

＜安全上の課題＞

- ・体力向上には、体育と併せて休憩時間の遊びも重要だが、児童数に比べて運動場の広さが十分でないため、事故防止の観点から休み時間の運動場を、低学年と高学年に分けて利用するようにしている。
- ・校舎内の廊下や階段は一般的な幅員となっているため、児童同士がぶつかるなどの事故が起こるリスクが高くなっている。

＜授業の問題＞

- ・水泳の授業は、児童の健康面を考えると、起床や朝食から時間を置いた 2 時間目以降が望ましいが、全学年で水泳の授業を実施するためには 1 時間目から行う必要がある。

- ・学級数が多いため、現在も時間割編成や特別教室の割り当てが困難な状況である。国が進める教科担任制を本校でも積極的に実施していきたいが、そのための各種調整にはさらなる困難が予想される。
- ・校外学習は社会の現状を直接感じられる重要な機会だが、施設によっては学年を複数に分けて見学しなければならないなど、利用できる施設に大きな制約が生じている。

＜教室・設備の問題＞

- ・学級数が多いため、理科室等の特別教室を使う方がより充実した学習が進められるのもかかわらず、通常学級の教室を使わなければならない状況がある。
- ・卒業式や入学式など教育的価値のある儀式的行事が当該学年のみの参加となっている。
- ・保健室が1つしかないため、日常的に保健室内が非常に混雑し、感染拡大が懸念される。また、廊下にある手洗い場が児童数に比べて少なく、手を洗うだけでかなりの時間がかかり、衛生上や健康面管理の面でも課題が大きい。
- ・トイレが少ないことで、児童が休み時間にトイレを済ますことができないため、結果として授業中にトイレを使うことになる児童が多い。
- ・読解力向上には読書が重要であるが、標準の図書蔵書数 7,000 冊では児童規模に見合ったものとは言えない。
- ・プールや体育館、保健室など施設規模が十分と言えないが、本校周辺に学校用地として活用できる土地もなく、施設を増築することは難しい。また、現校地内に増築するとなれば運動場の更なる狭隘化を招くこととなる。

3 児童の受入抑制について

上記に示したとおり、本校では様々な教育的課題を抱えている。

これ以上の児童の教育環境の悪化を防止するためにも、学校選択制による他校区からの転入を抑制することを望むものである。

令和 7 年 3 月 3 日

阿倍野区担当教育次長 様

阪南小学校

校長 石川 正

学校選択制受入抑制にかかる校長副申書

令和 7 年 2 月 28 日に依頼を受けました学校選択制の受入抑制につきまして、次のとおり副申します。

記

1 本校児童数、通常学級数及びその他学級数について

本校は、令和 6 年 5 月 1 日時点で児童数 1,056 名、通常学級数が 32 学級、特別支援学級 9 学級、通級指導教室 1 学級と過大規模校である。

来年度は、児童数 1041 名、通常学級数が 32 学級、特別支援学級が 9 学級、通級指導教室 1 学級を予定している。

2 小学校が過大規模校であることによる教育上の課題

＜安全上の課題＞

- ・体力向上には、体育と併せて休憩時間の遊びも重要だが、児童数に比して運動場の広さが十分でないため、事故防止の観点から休み時間の運動場の利用を、学年を分けて利用するようにしている。
- ・児童数は多いが、校舎内廊下は一般的な幅員となっているため、廊下において児童どうしがぶつかるなど、事故のリスクが高くなっている。

＜授業の問題＞

- ・水泳の授業は、児童の健康面を考えると、起床や朝食から時間を置いた 2 時間目以降が望ましいが、全学年で水泳の授業を実施するためには 1 時間目から行う必要がある。

- ・学級数が多いが故に、時間割編成に苦勞を要する状況だが、国が進める教科担任制を導入すればさらに編成が困難となる。
- ・校外学習は社会の現状を直接感じられる重要な機会だが、児童数の多さから見学先から敬遠される場合がある。

＜教室・設備の問題＞

- ・特別教室について、図工室は普通教室への転用のため、通常より狭い教室となっている。また、その他の特別教室についても一般的な広さのものを使用しているが、各1教室しかなく、児童数から考えて十分とは言えない。
- ・児童が多く、体育館に1学年しか入れないため、卒業式や入学式など教育的価値のある儀式的行事が当該学年のみの参加となってしまう。
- ・保健室が一つしかないため、インフルエンザが流行した時など非常に混雑し衛生上の問題が懸念されることや、廊下にある手洗い場が児童数に比して少なく、手を洗うだけで時間を取られる場合があり、衛生上や効率性の問題が懸念される。
- ・読解力向上には読書が重要であるが、標準の図書蔵書数 7,000 冊では児童規模に見合ったものとは言えない。
- ・プールや体育館、保健室など施設規模が十分と言えないが、本校周辺に学校用地として活用できる土地もなく施設を増築することは難しい、また、現校地内に増築するとなれば運動場の更なる狭隘化を招くこととなる。

3 児童の受入抑制について

上記に示したとおり、本校では様々な教育的課題を抱えている。

これ以上の児童の教育環境の悪化を防止するためにも、学校選択制による他校区からの転入を抑制することを望むものである。

阿倍野区の学校選択制実施内容について（改正後）

太字下線部変更箇所

1 学校選択制の実施内容

(1) 実施時期

制度導入：平成 27 年 4 月入学者から

制度改正：令和 8 年 4 月入学者から

(2) 類型

小・中学校共に「自由選択制」を実施する。ただし、小学校については、上記のとおり、通学の安全を確保しつつ、脚力等体力面への配慮する必要があることから、自宅からの通学距離がおおむね 2 k m 以内の小学校を選択範囲とする。

(3) 基本内容

① 選択の機会・対象者

- ・区内在住者については、小中学校に入学する際の 1 回のみとする。
- ・入学後、進級時等で、学校を選択することはできない。
- ・区外からの転入者は、選択範囲の学校の中から受け入れに余裕のある学校を選択できる。

② 選択できる範囲

- ・阿倍野区内での学校選択とする。
- ・ただし、常盤小学校及び阪南小学校については、在学中の児童の学校教育に影響をおよぼすことから、別紙のとおり令和 8 年 4 月入学者より当面の間、選択可能校の対象外とする。
- ・選択制の対象外とした学校であっても、当該学校に姉か兄が在学し、引き続きその学校に在学する場合は、その弟や妹については選択可能とする。なお、必ずしも希望校への入学を保障するものではない。

③ 各学校における受け入れ

- ・学校施設（教室数）の収容面で通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。なお、収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校がある場合には、受け入れ制限を行うことがある。
- ・実際の受け入れ人数は、毎年度、各学校の受け入れ人数と学級数をあわせて公表し、年度途中で学級数が増えないように、年度途中の転入者や指定校変更の人数を受け入れることを考慮する。なお、年度途中の転入者の算定については、各学校の過去の実績を精査し、必要な人数にとどめる。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に 1 学級分の増加を上限とする。
- ・学校選択による児童生徒数の増加を理由とした校舎の増築等の対応は、原則として行わない。

④ 学校選択の希望調査

- ・ 毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、学校案内の冊子、学校希望調査票を送付する。
- ・ 翌年度入学予定者は、定められた期間内に希望調査票を区役所に提出する。希望調査票は提出を原則とする。ただし、期限内に保護者から提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望があったものとみなす。この取扱いについては、あらかじめ保護者に周知する。
- ・ 希望順位をつけて、第3希望まで複数校を希望できるようにする。
- ・ 希望調査の結果は、ウェブサイト等で公表する。
- ・ 1週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をウェブサイト等で公表する。

⑤ 抽選

- ・ 選択希望者が多く各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により入学者を決定する。
- ・ 選択した通学区域外の学校に姉や兄が在学し、引き続きその学校に在学する場合は、弟や妹がその学校を希望するとき、抽選において優先扱いとする。
- ・ 選択希望した学校に抽選等で入れなかった場合であっても、通学区域の学校への就学を必ず保障する。
- ・ 当選しなかった場合は、補欠として順位をつけて登録する。
- ・ 抽選実施校については、国立や私立の学校に入学する児童生徒等の数に応じて、小学校は2月上旬ごろまで、中学校は2月中旬ごろまでに補欠者の繰り上げを行う。

⑥ 選択における優先

次に掲げる項目のうち (a)、(b) に該当する児童生徒については選択する際に優先扱いとするが、(c) に該当する児童生徒については優先扱いとはしない。

(a) 通学区域内に居住

通学区域内に居住する児童生徒が、住所地の通学区域の学校を希望する場合、必ず入学できるという運用を行う。

(b) きょうだい関係

選択した通学区域外の学校に姉や兄が在学する弟や妹については、姉や兄と同じ学校を希望する場合には抽選において優先扱いとする。

(c) 進学中学校

小学校において学校選択制を利用し通学区域外の学校へ就学し、その小学校の進学中学校を希望する場合、抽選において優先扱いとはせず、再度学校選択制を利用することとする。

⑦ 通学

- ・小中学校ともに原則徒歩通学とし、自転車の利用は禁止する。
 - ・通学の安全を確保するために、例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが、費用は保護者負担とする。
 - ・指定校変更の許可には、保護者の責任において通学の安全を確保することが要件となっている。学校選択制の場合も保護者の責任において通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、学校選択の希望申請を行うよう周知する。
- (4) 制度の公正・公平な運用の確保
- ・阿倍野区においても、現在適正就学の取り組みを行っている。学校選択制実施後も生活実態のない住所地に住民登録を行い、その通学区域の学校に入学するという不適正な就学が行われる可能性があることから、今後も引き続き取り組みを行っていく。
 - ・阿倍野区では、これまで様々な人権課題について、正しい理解と認識を持って行動していただけるよう、啓発等の取り組みを行っており、今後も引き続き取り組む。
- (5) 学校選択制のための情報提供
- ・子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるように、教育委員会と連携して取り組む。
 - ・各学校の教育目標や教育活動の内容を紹介した学校案内の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配付する。
 - ・その他、学校の情報発信のサポートに取り組む。
- (6) 課題に対する対応について
- ① 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
- ・小学生の通学の安全の確保の観点から、小学校においては自由選択制を採用しつつ距離制限を設けることとした。
 - ・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校を選択してもらうよう周知に努める。
- ② 学校と地域との関係の整合性
- ・学校は、地域コミュニティの核であり、地域の方の交流の場であり、防災の拠点施設でもある。
 - ・学校と地域が連携して取り組んできている校区を単位とした事業は、大切であり、今後も継続して取り組んでいく。
 - ・保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促す。
- ③ 風評等による学校選択
- ・子どもや保護者には、できるだけ詳しく正確な情報を提供し、正しい判断がなされるよう努める。
- 5 障がいのある児童生徒の就学について
- 【基本的な考え方】

平成 24 年 10 月に大阪市教育局がとりまとめた「就学制度の改善について」にも記載のとおり、就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向などを聴いて、それを踏まえ、丁寧な対応していく。

6 就学制度の検証について

就学制度実施後、適宜実施結果を検証し、必要な見直しを行う。